

特別史跡熊本城跡保存活用計画【概要版】

平成30年3月

保存活用計画とは、文化財の本質的価値と構成要素を明らかにし、適切に保存・活用するための基本方針を定めるものです。

昭和57年度に熊本市教育委員会により、「特別史跡熊本城跡保存管理計画策定報告書」(以下、「昭和57年度版」という)が策定され、熊本城の保存・活用を図ってきました。しかし、策定から30年以上が過ぎ、熊本城周辺の環境も大きく変化(建築物の改築や文化財に関する意識の変化等)したため、現況に即した内容の見直しが必要と考え、改訂することとした。

(改訂後の名称は、「特別史跡熊本城跡保存活用計画」)

文化財の次世代への継承のためには、活用による理解促進が必要であり、保存と活用の好循環を創り上げていくことが重要であるという視点をふまえ、文化財としての熊本城跡の本質的価値とその構成要素を再確認し、より適切な保存と活用の方向性を示すことを目的とします。

■ 保存活用計画の概要

(1) 対象範囲

特別史跡の指定範囲を中心として熊本城の惣構え(※)である新町までを含めた約138haを対象範囲とします。

※惣構えとは…城の外郭(城下町)のうち、堀や土塁で囲い込んだ区域。

(2) 計画期間及び見直し

計画期間は概ね30年程度とし、10年を目処に定期的な見直しを図りますが、必要に応じて見直し作業を行い、適宜改訂します。

特に、今後、文化財保護法令の改正が見込まれており、これに伴い必要が生じた場合には適宜修正を行います。

(3) 目次

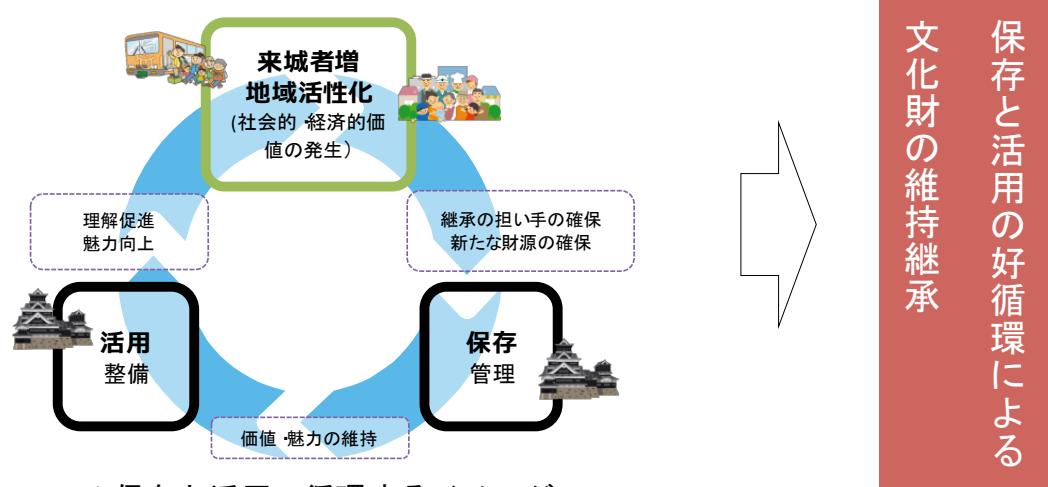
- 【総論】 第1章 保存活用計画の沿革と目的
- 第2章 熊本市の概要
- 第3章 特別史跡熊本城跡の概要
- 【各論】 第4章 保存管理
- 第5章 活用・整備
- 第6章 運営・体制の整備
- 追 章 「平成28年(2016年)熊本地震」による被害の概要



文化財の保存と活用に関する基本的な考え方

文化財保護法は、その目的を「文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規定しており、保存と活用は文化財保護の重要な柱であると捉えられています。

各々の文化財の基本的な情報を把握した上で適切な修理・管理など保存の方法を検討するとともに、それによって維持される文化財の価値を、地域に生活する人々が享受できる活用の方法を模索していくことで適切な保存と活用の好循環が生まれ、文化財の維持継承ができると考えています。



- 文化財の保存 文化財の価値を後世に向けて確実に維持すること
- 文化財の活用 文化財としての価値を踏まえ適切に現代社会に活かすこと

平成 28 年(2016 年)熊本地震による計画改訂への影響について

「特別史跡熊本城跡保存活用計画」は平成 23 年度より改訂に着手し、平成 28 年度中に刊行する予定としておりましたが、平成 28 年(2016 年)熊本地震により下記の変更・影響等がありました。

(1) 刊行の延期

平成 29 年度中に刊行

(2) 「熊本城復旧基本計画」の策定

「特別史跡熊本城跡保存活用計画」や「熊本市震災復興計画」を上位計画として、熊本城復旧のマスター・プランである「熊本城復旧基本計画」を策定(平成 30 年 3 月策定)

(3) 「特別史跡 熊本城跡保存活用計画」の記載内容について

1. 本計画は、将来にわたる熊本城跡の保存活用についての基本方針を定めるものであり、熊本城跡の本質的・普遍的な価値に基づいて記載しています。ただし、熊本地震に伴い、基本方針等に影響がある箇所については、その影響を踏まえた記載としています。
2. 下記を追加しました。
 - ・【各論】「第 4 章 保存管理」「第 10 節 防災計画」
 - ・【各論】『追章「平成 28 年(2016 年)熊本地震」による被害の概要』

【各論】概要 ※【総論】第1章は表面に記載。第2章及び第3章は概要版には記載しておりません。

第4章 保存管理

(1) 保存管理の基本方針 ※別紙1参照

- ① 特別史跡熊本城跡としての本質的価値を構成する諸要素の保存を徹底します。
- ② 史跡の保存に際しては、公有化等による良好な環境形成に努めます。
- ③ 特別史跡熊本城跡としての景観の保全に努めます。
- ④ 保存と活用については、常に両者が適切に統一された均衡状態にあるよう調整しながら、熊本市民・県民のシンボル、憩いの場、そして国民共有の財産としての熊本城跡を適切に次世代へと継承していきます。
- ⑤ 計画的、総合的、継続的な調査研究を進め、熊本城跡の本質的価値を深めます。
- ⑥ 熊本城跡とその周辺に分布する歴史遺産等との関連性について、総合的な調査研究を進め、その一体的な保存管理に努めます。

(2) 現状変更等の取扱 ※特別史跡指定地内で適用

現状変更等とは「現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為」を指します。

1 法令等による規定

文化財保護法第125・184条、法施行令第5条第4項による規定

- (1) 文化庁による許可 (2) 市教育委員会による許可 (3) 許可を要しない行為

2 現状変更等の取扱基準

(1) 現状変更等の取扱いの原則

原則として、発掘調査等の学術調査、史跡の保存・管理及び整備・活用に関わる行為以外は認められません。但し、歴史的景観に配慮することを前提とし、史跡の本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものについて認める場合もあります。

(2) 許容される現状変更等の要件

「特別史跡としての価値の保存を確実にし、適切な活用を促すものであること」等を要件とします。

(3) 地区ごとの現状変更等の取扱基準 ※別紙2参照

本計画では、計画の対象範囲を6つの地区に分けています。それぞれの地区における許可申請の対象となる行為とその取扱基準を整理しています。(特別史跡外である新町地区を除く。)

3 現状変更等を伴う諸行事の取扱い基準

仮設物や火気使用についての留意事項を記載するとともに、地区ごとに現状変更等を許可できる行事を一覧表に整理しています。

(3) 追加指定

1 追加指定の想定範囲

熊本城跡については、旧城域を含め往時の地形等をよく残していることから、これまで『保存管理計画策定報告書』(※1)の「環境整備の基本方針」や「熊本城跡史跡拡大計画」(※2)において、旧城域を追加指定の想定範囲としており、将来にわたる史跡の確実な保存を図るために、今後もこれまでの方針を継承し、特別史跡の指定範囲を旧城域まで拡大することに努めるものとします。

※1 昭和57(1982)年度熊本市教育委員会策定 ※2 平成15(2003)年度熊本市教育委員会策定

2 基本方針

① 現状変更の取扱基準等について十分周知を図った上で、所有者等の意向を踏まえるとともに、他の公益との調整を図るなど十分な協議・調整を行った上で追加指定を検討します。

② 公有地を中心に追加指定を検討します。

③ 民有地において、追加指定にあたって公有化が前提となる場合には、「公有化の基本方針」との整合性が図られる場合に限り、追加指定を検討します。

3 今後の計画

② 公有地 合同庁舎跡等の国有地、三の丸・古城地区の市有地等

② 民有地 高麗門跡(新町地区)

※日本たばこ産業株式会社(JT)熊本支店跡地、旧NHK熊本放送局跡地についても今後検討する。

(4) 公有化

<基本方針>

③ 熊本地震による被災状況を踏まえた公有化の考え方

熊本城の復旧に多額の費用と長い年月が必要とされる中、熊本城の復旧期間においては、熊本城の計画的復旧に関するもの以外の公有化は大変厳しい状況にあり、保存等のための必要性など十分な検討を行うものとします。

④ 適切な保存と活用等のための公有化について

ア 特別史跡内の公有化…現状変更等の制限が課される中、民間所有者では適切な保存と活用に支障があり、公有化による保存・活用がどうしても必要な場合は公有化を検討していきます。(※古城地区含む)

イ 特別史跡外(旧城域内)の公有化…歴史的・文化的価値が極めて大きい場所について、民間所有者では熊本城と一体となった保存・活用に支障をきたすことが懸念され、公有化が不可欠と判断される場合には、追加指定を前提とした公有化を検討していきます。

※古城地区内の古城堀端地区では、昭和53年より国庫補助事業による土地買い上げ(地権者の申出による土地買い上げ方式)が行われており、公有化率は76.47%です。(平成30年3月現在)。

第5章 活用・整備

◇本章では、特に熊本城の本質的・普遍的な価値に基づいた活用整備の基本方針等について記載しています。熊本地震後の活用と整備の考え方については、「熊本城復旧基本計画」において示すものとします。

1 活用

活用することで史跡の本質的価値の理解を深め、恒久的な保護気運の維持に努めるとともに、史跡の本質的な価値の保存を前提とした活用を行います。

また、地域の魅力向上に資する活用を行い、保存と活用の好循環を創り上げます。

2 整備

遺構の保存を徹底することを前提とし、適正な状態で将来へ継承していくための整備とします。また、公園施設、観光施設としての観点から、市民及び観光客の憩いの場となるような整備とします。

なお、整備を実施する際には、原則として、文化庁、県教育委員会、特別史跡熊本城跡保存活用委員会及び関係者との協議・調整の上作成した計画に基づいて実施します。

第6章 運営・体制の整備

- ① 総合的な運営体制の構築
- ② 庁内の関係部局との情報共有
- ③ 市民参画と協働の推進

追 章 「平成28年（2016年）熊本地震」による被害の概要

1 被災状況の概要

「平成28年（2016年）熊本地震」は、熊本市では震度6弱、6強を観測し、人的被害、建造物・施設等の損壊、交通、ライフラインの遮断等甚大な被害をもたらすとともに、農業や商業、観光業等経済活動にも大きな打撃を与えました。熊本城跡においてもこれまでに経験したことのない被害を受けました。

■重要文化財建造物13棟及び再建・復元建造物20棟の被災 ■石垣約23,600m²に修復を要する箇所

■便益施設等26棟の被害、地盤約12,345m²に陥没や地割れが発生

2 被災履歴

熊本城は築城以来さまざまな災害を経験してきましたが、近現代の主な災害としては、明治10年（1877）西南戦争時の火災による大小天守や本丸御殿の焼失、明治22年（1889）の金峰山地震による飯田丸五階櫓台をはじめとする石垣の崩落等があります。また、戦後は平成3年（1991）に日本列島を縦断した台風19号による長塙の倒壊等があります。

3 被災の記憶等の継承や調査研究等の情報発信

熊本地震の記憶や記録の継承を行うとともに、熊本地震からの復旧における調査研究や復旧技術を広く情報発信していきます。

各地区の保存管理方針、保存・活用のための整備方針

千葉城地区

地区的概要

中世に城（千葉城）が築かれた歴史的に重要な地区であるとともに、公共施設・民間施設が多く設置された地区。また、近況において、旧NTT熊本支店の解体や旧NHK熊本放送局の機能移転により、適切な保存と地域の魅力向上に資する活用が期待される地区。

保存管理方針

旧城域を形づくる地形の保存に努めるとともに、隣接する本丸地区と一緒にとした景観の形成に努める。

整備方針「文化交流・ゾーン」

本丸地区と隣接した空間を活かし、史跡・公園整備等による旧城域としての一体的な保存を図る。あわせて、エントランスとして位置づけ、既存の文化施設等も活用して市民等が歴史文化・芸術に親しむ場とする。

二の丸地区

地区的概要

監物櫓や石垣・地割が良好に残るとともに都市公園としての公園整備が進められ、遺構と現代の施設が共存する地区。

保存管理方針

①本質的価値を構成する諸要素を適切に保存する。
②公園利用者に対して、二の丸地区の歴史性・重要性の周知と啓発に努める。

整備方針「歴の無い広場ゾーン」

景観の維持と遺構の明確化を進め、市民や観光客が歴史を感じ・憩う場としての活用を行う。

新町地区

熊本城の城下町として、町屋の保存や地割を活かしたまちづくりが進められている地区。

保存管理方針

地割の保存とともに、地域住民と協力して本物の城下町の風情を感じられる町並みづくりに努める。
整備方針「新町城下町・ゾーン」
城下町としての環境醸成に努め、旧城域との連続性を図る。

三の丸地区

地区的概要

地域としての旧地形や武家屋邸や熊本博物館等教養施設が整備されている地区。

保存管理方針

①本質的価値を構成する諸要素を適切に保存する。
②整備された教養施設を利用してながら、史跡としての景観形成に努める。

整備方針「歴史学習体験ゾーン」

既存施設との相互連携を深め、熊本城跡の魅力度を高める。

本丸地区

地区的概要

築城当時の遺構が最も多く残り、復元されたものと合わせて、往時の姿を最も色濃く残している地区。

保存管理方針

①本質的価値を構成する諸要素の適切な保存を徹底する。
②歴史資料に裏づけされた往時の景観の維持・創出に努める。
整備方針「本丸城郭ゾーン」
遺構の適正な保存とともに、遺構や復元建造物を活用し、往時を体感できる場とする。

古城地区

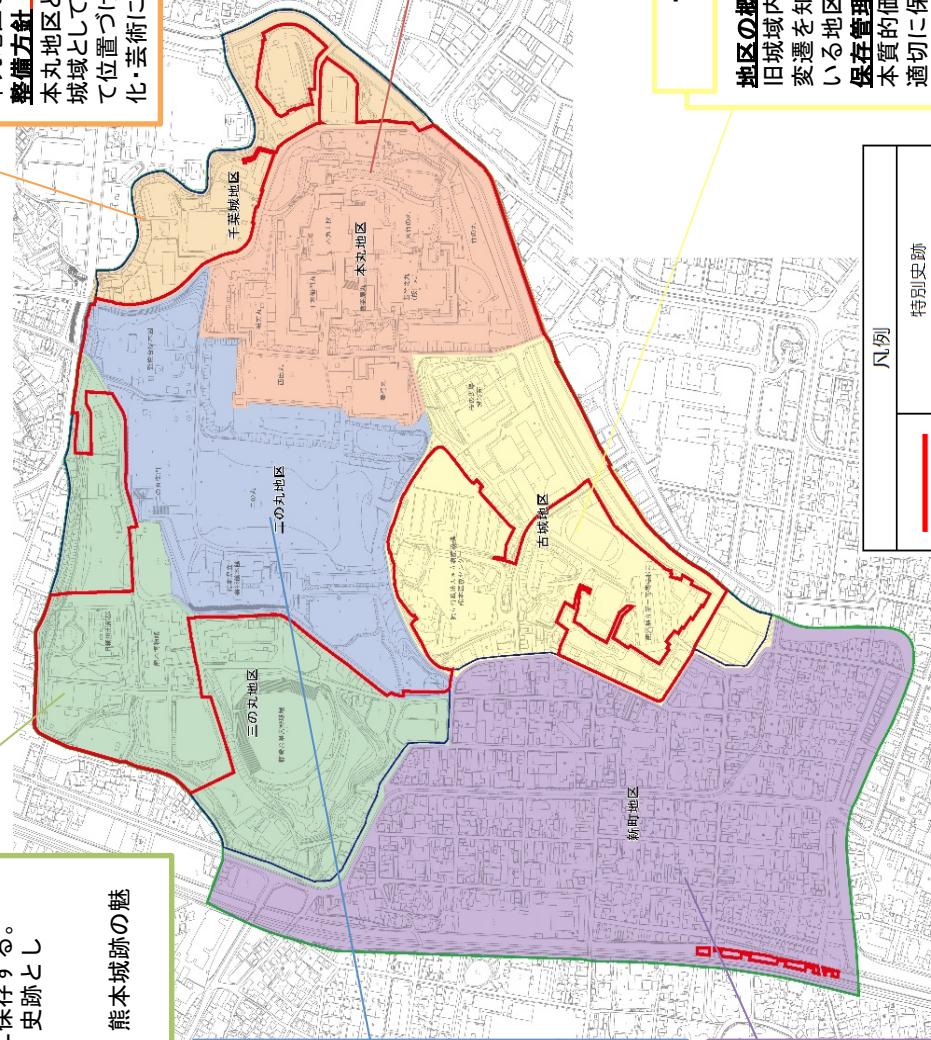
地区的概要

旧城域内最古の石垣（近世初期）が良好に残り、歴史的変遷を知ることが出来るが、各種施設が多く建てられている地区。

保存管理方針

本質的価値を構成する諸要素とともに、地割や旧地形を適切に保存する。
整備方針「古城歴史ゾーン」「エンタラスゾーン」
(桜の馬場地区)

往時の景観を体感できる地区として整備する。
特に、桜の馬場地区はエンタラスゾーンとして熊本城見学の拠点とする。



凡例	特別史跡 (51.2ha)	旧城域 (約98ha)	勿博 (約138ha)
—	—	—	—

地区ごとの現状変更等の取扱基準

現状変更等の取扱の原則	<p>■原則として、発掘調査、史跡の学術調査、史跡の保存・管理及び整備・活用に関する行為以外は認めない。</p> <p>■但し、特別史跡熊本城跡は「熊本城公園」として一般に開放されているとともに、宗教施設等民有地を含んだ史跡である。このため、公園等公共施設・公益施設の維持管理上必要な行為、民有地における宗教関連行為、商業行為及び生活行為についても、史跡の本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものについて認めるものとする。</p> <p>※なお、土地の掘削等を伴う現状変更等については、事前の発掘調査等遺構確認調査または熊本市埋蔵文化財担当部門の立会を要する場合があり、史跡の保護のためにに計画変更をする場合や現状変更等を認めない場合がある。</p>																
地区	本丸地区	二の丸地区	三の丸地区	古城地区	千葉城地区												
① 発掘調査等の学術調査、史跡の保存・管理及び整備・活用に関する行為	史跡指定地内である必然性がある行為であり、かつ史跡を構成する諸要素の本質的価値の保存を前提として、必要最小限度の規模に留めるとともに、歴史的景観に配慮したものである場合に認める。																
② 建築物／工作物	<table border="1"> <tr> <td>新設</td> <td>現状変更等の内容及び必要性に応じてその可否を判断する。 ※土地の形状の変更を伴わない、一時的な仮設の看板や展示物等の設置など、事前協議を行い、保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微なものは、許可是不要。</td> </tr> <tr> <td>改築／改修・除去及び色彩の変更</td> <td>公益上、宗教活動上、商業行為上 公益上、商業行為上 必要なもの以外は認めない。</td> </tr> </table>	新設	現状変更等の内容及び必要性に応じてその可否を判断する。 ※土地の形状の変更を伴わない、一時的な仮設の看板や展示物等の設置など、事前協議を行い、保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微なものは、許可是不要。	改築／改修・除去及び色彩の変更	公益上、宗教活動上、商業行為上 公益上、商業行為上 必要なもの以外は認めない。	<table border="1"> <tr> <td>改築／改修・除去及び色彩の変更</td> <td>公益上、宗教活動上、商業行為上 公益上、商業行為上 必要なもの以外は認めない。</td> </tr> <tr> <td>土地の掘削・盛土・切土等</td> <td>認めるものについては、その施工方法について事前に協議し、既存の規模を超えない範囲で、遺構や地形の保存と、歴史的景観に配慮したものをとする。</td> </tr> <tr> <td>道路、園路の新設・改修・除去等</td> <td>公益上、安全管理上、宗教活動上 公益上、商業行為上 必要なもの以外は認めない。</td> </tr> <tr> <td>樹木の伐採・植栽・移植及び形質の変更(盛土等)</td> <td>公益上、生活行為上 必要なもの以外は認めない。</td> </tr> </table>	改築／改修・除去及び色彩の変更	公益上、宗教活動上、商業行為上 公益上、商業行為上 必要なもの以外は認めない。	土地の掘削・盛土・切土等	認めるものについては、その施工方法について事前に協議し、既存の規模を超えない範囲で、遺構や地形の保存と、歴史的景観に配慮したものをとする。	道路、園路の新設・改修・除去等	公益上、安全管理上、宗教活動上 公益上、商業行為上 必要なもの以外は認めない。	樹木の伐採・植栽・移植及び形質の変更(盛土等)	公益上、生活行為上 必要なもの以外は認めない。	公益上、安全管理上、宗教活動上、生活行為上必要なもの以外は認めない。	公益上、安全管理上、宗教活動上、生活行為上必要なもの以外は認めない。	個別に熊本市教育委員会と事前の協議による
新設	現状変更等の内容及び必要性に応じてその可否を判断する。 ※土地の形状の変更を伴わない、一時的な仮設の看板や展示物等の設置など、事前協議を行い、保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微なものは、許可是不要。																
改築／改修・除去及び色彩の変更	公益上、宗教活動上、商業行為上 公益上、商業行為上 必要なもの以外は認めない。																
改築／改修・除去及び色彩の変更	公益上、宗教活動上、商業行為上 公益上、商業行為上 必要なもの以外は認めない。																
土地の掘削・盛土・切土等	認めるものについては、その施工方法について事前に協議し、既存の規模を超えない範囲で、遺構や地形の保存と、歴史的景観に配慮したものをとする。																
道路、園路の新設・改修・除去等	公益上、安全管理上、宗教活動上 公益上、商業行為上 必要なもの以外は認めない。																
樹木の伐採・植栽・移植及び形質の変更(盛土等)	公益上、生活行為上 必要なもの以外は認めない。																
その他																	